

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	家計応援給付金事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者支援のため全市民に対して給付金を支給する。 ②全市民への給付金及び事務費 ③補助金 5,000円×274,358人＝1,371,790,000円 事務費 164,537,000円 ※その他の財源:令和7年度実施計画分の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金32,617千円 ④市民	R8.4	R8.9
2	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対応生活者支援事業	①物価高騰の影響により、家計負担が大きくなっている生活者の負担を緩和するとともに、地域における消費の下支えを目的として、市内で食料品等の購入に利用できる20%のプレミアム付き電子商品券及びリフォーム実施者への電子商品券を発行するため、MorioPay事業を実施する盛岡ValueCity株式会社に対し、補助金を交付するもの。 ②商品券プレミアム相当分の原資、リフォームを実施した者への電子商品券支給原資、決済手数料、発行に係る事務的経費。 ③補助金 308,066 千円 ア プレミアム付電子商品券プレミアム分 (1セット1千円に対し200円(20%相当)) 発行総数80万セット×200円＝160,000 千円 イ リフォーム実施者に支給する電子商品券分 60千円×800者＝48,000千円 ウ 商品券の決済に係る手数料 38,648 千円 エ 事務費分 61,418 千円 ④:市民、市内事業者	R8.4	R9.3
3	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	運輸事業者運行支援緊急対策支援金支給事業	①岩手県運輸事業者運行支援重点対策事業の実施に併せて、長期化するエネルギー価格の高騰の影響を緩和し、貨物輸送の安全、安定した運行を支援するため、トラック事業者等に対し支援金を支給する。 岩手県運輸事業者運行支援緊急対策支援金(第6弾)の支給決定を受けた市内の事業者等に対し市支援金を支給しようとするもの(16千円/台)。 ②支援金、事務費(人件費・その他事務費) ③事業費 31,809千円 ・人件費 1,803千円(会計年度任用職員7か月任用(2～8月)に係る報酬、諸手当、共済費) ・事務費 406千円(消耗品費、郵便料、手数料、複写機使用料、PCリース料) ・補助金 29,600千円(16千円×1,850台) ※その他の財源:令和7年度実施計画分の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金420千円 ④市内の運輸運行事業者	R8.4	R8.12
4	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	地方バス路線存続支援事業	①路線バス事業者は、原油価格高騰等の影響が加わり経営悪化の状況が長期化する中、路線の維持が困難な状況にある。路線バスは市民生活に欠かせないものであることから、路線の維持を目的として、路線バス事業者に対しての支援をする。 ②路線バス事業者への補助 ③運行継続が必要と判断された路線(7路線(系統))を対象に補助を行う。 事業費12,141千円 ④路線バス事業者	R8.4	R9.3
5	①食料品の物価高騰に対する特別加算	盛岡市学校給食食材費臨時補助事業(小学校分)	①令和8年度から予定されている小学校の給食費の抜本的な負担軽減(いわゆる給食無償化)について、物価高騰の影響により実際の給食費が国の支援基準額(月額5,200円)を上回っていることから、その差額分を補助することで無償化の実現を図るとともに、非喫食者に対しても国の支援額と差額分を合わせた学校給食費相当分を支援し、保護者の経済的負担の軽減を図るもの(教職員分を除く)。給食費負担軽減交付金による支援を踏まえ、国/都道府県からの基準額に基づく支援額を超える部分に対して重点支援地方交付金を充当するもの。 ②補助金 ③小学校給食における全体事業費と国の補助額との差額分 ア 全体事業費 R8標準単価381円×標準的な給食回数175回×児童数12,172人＝811,568千円 イ 国補助額 支援基準額月額5,200円×11月×児童数12,172人＝696,238千円 差額＝811,568千円－696,238千円＝115,330千円 ④保護者等(小学校分)	R8.4	R9.3

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
6	①食料品の物価高騰に対する特別加算	盛岡市学校給食食材費臨時補助事業(中学校分)	①エネルギー・食料品価格等の高騰により、学校給食における食材費上昇の影響を受ける学校給食運営委員会等を対象として令和8年4月～令和9年3月の食材費増額相当分を補助することで、学校給食の安定的な提供を図るとともに、保護者負担額の抑制を図るもの(教職員分を除く)。 ②補助金 ③学校給食にかかる食材費の増額相当分(教職員分は含まない) ア 給食センター等 ・各学校の補助単価:平均100円(給食単価×補助率31.7%で算出) ※補助率:直近の物価指数133.6とR3年度平均指数101.9の差引 ・平均100円/食×生徒数3,450人程度×R7給食回数平均167回≒57,635千円 イ ランチボックス ・補助単価:96円(ランチボックス単価×補助率31.7%で算出) ・補助単価:96円/食×R6食数実績91,892食程度≒8,822千円 ウ 牛乳 ・各学校の補助単価:17円(牛乳単価×補助率31.7%で算出) ・補助単価:17円/食×生徒数3,160人程度×R7給食回数平均156回≒8,386千円 ア+イ+ウ=74,843千円 ④保護者等(中学校分)	R8.4	R9.3
7	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	敬老バス運行事業	①貸切バスの運賃単価やエネルギー価格の上昇に伴う市の負担を軽減し、高齢者福祉の増進及び敬老バスの安定的な運行を図る。 ②敬老バス運行業務委託料 ③契約単価上昇に相当する金額4,319千円 ④貸切バス運賃の単価改定や物価高騰の影響を受ける敬老バス運行事業者	R8.4	R9.3
8	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	まちなか・おでかけバス販売増進支援事業	①燃料・物価高騰の影響を受けている路線バス事業者に対し、盛岡市まちなか・おでかけバス事業に係る経費を支援し、路線バスの利用を促進することで、市民生活に欠かせない移動手段である路線バスの維持を図る。 ②路線バス事業者への補助金 ③12,800千円 5,000円/枚(市補助金相当5,000円)×追加販売見込数2,500枚(見込13,500枚ー市補助金上限枚数11,000枚)+ 事務経費300,000円(データ入力2,500枚×33.83円+事務用品等) ④路線バス事業者	R8.4	R9.3
9	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	商工振興資金融資保証料補給事業	①岩手県制度融資の「中小企業経営安定資金(原油高対策)」を利用する市内事業者に対して、貸付に係る保証料を補給することにより、利用者の負担を軽減し、事業継続を支援するもの。 ②補助金 ③県予算額(228,000千円)の20%(※)相当額 ※中東情勢の影響が大きいと想定される業種(建設業、製造業、運輸業、石油・鉱物卸売業、小売業)において、県内に占める本市の事業所数の割合より算出。 ④石油由来の製品等の仕入価格高騰の影響を受け、当該融資制度を利用する市内中小企業者	R8.8	R9.3
10	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	運輸事業者運行支援緊急対策支援金支給事業(下半期)	①岩手県運輸事業者運行支援重点対策事業の実施に併せて、長期化するエネルギー価格の高騰の影響を緩和し、貨物輸送の安全、安定した運行を支援するため、トラック事業者等に対し支援金を支給する。 岩手県運輸事業者運行支援緊急対策支援金(第7弾:県議会令和8年6月定例会提案)の支給決定を受けた市内の事業者等に対し市支援金を支給しようとするもの(25千円/台)。 ②支援金、事務費(人件費・その他事務費) ③事業費 47,164千円 ・人件費 1,948千円(会計年度任用職員6か月任用(9～3月)に係る報酬、諸手当、共済費) ・事務費 216千円(消耗品費、郵便料、手数料、複写機使用料、PCリース料) ・補助金 45,000千円(25千円×1,800台) ④市内の運輸運行事業者	R8.10	R9.3
11	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	観光基盤維持支援事業	①急激な物価、エネルギー価格高騰に直面している貸切観光バス事業者に対し支援金を支給し、事業継続を支援する。 ②貸切観光バス事業者所有車両の燃料費高騰分に対する支援金 ③貸切観光バス事業9事業者(6,806千円) 燃料費高騰分:41千円×166台(貸切)=6,806千円 ④道路運送法の許可を受け、市内に本社又は営業所を有する観光バス事業者(9事業者)	R8.7	R8.10

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
12	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	公共交通維持支援事業(R7補正分)	①原油価格等の高騰による経費の増加や運転士不足などにより、既存の路線やサービスを維持することが困難であるため、安定した運行の維持・確保を図るため支援を行うものである。 ②公共交通事業者への支援金 ③路線バス:市内を運行しているバス1台あたり41千円(計14,063千円＝343台×41千円) ・タクシー:タクシー事業者及び個人タクシー事業者の保有台数1台あたり16千円(計9,792千円＝612台×16千円) ・総事業費23,855千円(うちR7補正分17,962千円) ④公共交通事業者(路線バス事業者、タクシー事業者、個人タクシー事業者)	R8.6	R9.3
13	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	こどもの貧困の解消に向けた対策(食料支援)事業	①平成28年からフードバンク岩手と市が連携して実施している「こども応援プロジェクト」事業により、給食の提供を受けられない夏休みに合わせ、小中学生が属する世帯のうち、物価高騰の影響を受け支援を要する世帯を対象に実施する食料支援の容量を拡充するもの。 ②補助金 ③補助金 3,037千円 内訳 食料購入費 2,310千円 配送費 378千円 人件費 299千円 消耗品費 50千円 ④特定非営利活動法人フードバンク岩手	R8.6	R9.3
14	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	こども食堂支援事業	①物価高騰により影響を受けているこども食堂に対する負担軽減策として、お米の現物支給(配送含む。)を行うもの。 ②委託料 ③米数量:75g/食×60食×25箇所＝112.5kg 米単価:938円(配送費込み) 112.5kg×938円×6月×0.9＝569,835円 ④市内こども食堂	R8.7	R9.3
15	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	ひとり親世帯物価高騰重点支援事業	①低所得のひとり親世帯に給付金の支給を行うことで、物価高騰に伴う家計の負担を軽減する。 ②補助金、需要費、役務費、複写機使用料 ③給付金(約2,000世帯×1万円+2人目以降の子供約900人×3千円)+需要費86,000円、役務費585,000円、複写機使用料54,000円 ④児童扶養手当受給世帯及び家計急変世帯等(約2,000世帯)	R8.7	R8.12
16	⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	省エネ設備導入等促進事業	①エネルギー価格高騰の影響を受けている市民の電気料金を削減し、家計への経済的負担を軽減するとともに、温室効果ガス排出量削減、家庭における熱中症対策、地域内での経済循環を図るため、既存のエアコンを高効率省エネ製品へ買い替えた市民に対し、市内登録店舗において使用できる地域循環型決済ツール「MORIOペイ」を活用したアプリ型電子商品券を贈呈する。 ②電子商品券原資及び事業に要する事務経費 ③【電子商品券原資】エアコンの買替えが対象 15,000千円 対象商品10万円以上:30千円×500件 【事務経費】3,814千円 ・需用費(用紙、封筒、データ保存用DVD) 16千円 ・郵便料 84千円 ・複写機使用料 13千円 ・委託料(新聞・SNS等広報、商品券発行事務) 3,701千円 ④市内の店舗で省エネルギー性能に優れたエアコンへの買い換えを行った市民	R8.6	R9.1
17	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障がい者入所施設等食材費物価高騰対策支援金支給事業	①物価高騰の影響を受けている障がい者入所施設等において、入所者等に提供する食材費に係る運営事業者の負担を軽減するとともに、利用者等への処遇の悪化を防ぐことを目的とする。 ②補助金 ③助成基準額1食当たり24円(※)を1日2食、6か月分として入所者1人当たり8,640円を支給する。 ・対象者数 847人×8,640円×0.9＝6,586,272円 ※基準費用額の1,445円×4.9%÷3食＝23.60円⇒24円 (厚生労働大臣が定めている「基準費用額(日額1,445円)」を1日における食材費の基礎として、盛岡市における令和8年4月の物価上昇率の前年同月比である4.9%を乗じて1食あたりの金額を算出。) ④共同生活援助事業所及び障害者支援施設を運営する法人。	R8.7	R8.9

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
18	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	高齢者福祉施設食材費支援事業(老人福祉施設分)	①物価高騰の影響を受けている高齢者福祉施設において、入所者等に提供する食材費に係る負担を軽減し、ひいては利用者等への処遇の悪化を防ぐことを目的とする。 ②補助金 ③入所者数1人あたり8,640円(1日3食分)を支給する。(介護保険施設における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案し厚生労働大臣が定めている「基準費用額(日額1,445円)」を1日における食材費の基礎とし、盛岡市における令和8年4月の物価上昇率の前年同月比である4.9%を乗じた1食当たり24円(基準費用額1,445円の4.9%÷3食=23.61円≒24円)を平均入所者数に応じ4か月(120日)分支給する。) 対象者数 軽費 307人(24円×3食×120日×307人×0.9=2,387,232円) 養護 100人(24円×3食×120日×100人×0.9=777,600円) ④軽費老人ホーム及び養護老人ホームを運営する法人。	R8.7	R8.9
19	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	高齢者福祉施設食材費支援事業(介護老人福祉施設分)	①物価高騰の影響を受けている高齢者福祉施設において、入所者等に提供する食材費に係る運営事業者の負担を軽減するとともに、利用者等への処遇の悪化を防ぐことを目的とする。 現状では利用者・入所者が高齢者福祉施設等を利用した場合の食費においては、厚生労働大臣が定める「基準費用額」等公定価格が設定されている施設について、最近の物価上昇分を反映していないため、入所者又は介護保険・公費等による負担額への転嫁が直ちにできないことから、やむを得ず負担している運営事業者に対し、負担を軽減する効果がある。 ②補助金 ③助成基準額1食当たり24円(※)を1日3食、4か月分として入所者1人当たり8,640円を支給する。 ・対象者数 3,205人×24円×3食×120日×0.9=24,922,080円 ※基準費用額1,445円×4.9%÷3食≒24円 (厚生労働大臣が定めている「基準費用額(日額1,445円)」を1日における食材費の基礎として、盛岡市における令和8年4月の物価上昇率の前年同月比である4.9%を乗じて1食あたりの金額を算出。) ④介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護及び短期生活療養介護を運営する法人。	R8.7	R8.9
20	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	地域児童クラブ運営事業	①物価高騰により影響を受ける放課後児童クラブのおやつ代について、その費用の一部を委託料に加算し、施設運営を支援するもの。 ②委託料 ③129.8円×6か月×登録児童数2,102人=1,637,038円 ④市内放課後児童クラブ 58施設	R8.7	R9.3
21	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	副食費助成事業(私立児童福祉施設分)	①物価高騰の影響を受けている保育所等の副食費を対象として支援金を支給するもの。 ②補助金 ③副食費に係る食材費の増額相当分(職員分は含まない。) ・補助額(月額):240円(1人あたり) ※7年度公定価格の副食費徴収免除加算額 4,900円×4.9% (令和8年4月の消費者物価指数(食料費)の対前年同月比) ・対象月数:6月(令和8年4月～9月) ・人数:令和7年4月～9月の延べ入所児童数 48,401人) ・計算式:240円×入所児童数(令和7年4月～9月実績) ④私立保育所等128施設	R8.4	R8.9
22	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	副食費助成事業(公立保育所分)	①物価高騰の影響を受けている公立保育所の給食の質・量を確保するとともに給食費の値上げを防ぐため、賄材料費の高騰分(職員分を除く。)を支援するもの。 ②賄材料費 ③副食費に係る食材費の増額相当分(職員分は含まない。) ・補助額(月額):240円(1人あたり) ※7年度公定価格の副食費徴収免除加算額 4,900円×4.9% (令和8年4月の消費者物価指数(食料費)の対前年同月比) ・対象月数:6月(令和8年4月～9月) ・人数:令和7年4月～9月の延べ入所児童数 2,205人) ・計算式:240円×入所児童数(令和7年4月～9月実績) ④公立保育所7施設	R8.4	R8.9
23	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	放課後児童クラブ光熱費支援事業	①燃料費等の高騰の影響を受ける放課後児童クラブを対象として支援金を支給するもの。 ②補助金 ③燃料費等(電気、ガス、灯油等)の経費 7,000円×6月×47施設=1,974千円 ④市内放課後児童クラブ	R8.7	R9.3

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
24	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	光熱水費助成事業(私立児童福祉施設分)	①光熱水費の高騰の影響を受けている保育所等を対象として、支援金を支給するもの。 ②補助金 ③基準額(6か月分):1事業所あたり42,000円×128施設 令和7年度の光熱水費決算額 13,118,532円(公立保育所7施設) 13,118,532円÷12か月＝1,093,211円 1,093,211円÷7施設＝156,173円／園・1月あたり 156,173円×4.5%(令和8年4月の消費者物価指数(光熱・水道)の対前年同月比)≒7,000円 →1事業所あたり 光熱水費7,000円×6か月分＝42,000円 ④私立保育所等128施設	R8.4	R8.9
25	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農業水利施設省エネルギー化推進対策事業	①省エネルギー化に取り組む土地改良区が維持管理する農業水利施設の電気料金高騰に対する支援を行う。 ②補助金 ③補助金 電気料金高騰相当分 6,550千円×30%(補助率)×受益面積割合＝682千円 ④土地改良区(3組織)	R8.7	R9.3
26	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	工業用LPガス料金支援金支給事業	①原油価格や原材料価格高騰の影響を受けている工業用LPガスを消費する事業者に対し、価格上昇分の一部を補助するため支援金を支給するもの。 ②2,090千円(補助金) ③支援金(18.5円/㎡(価格上昇分の6分の1に相当する額)×5,378㎡(期間中購入数量見込:令和7年度2号補正における支給対象者の購入数量の平均値)×3か月×7者(申請見込者数)) ④市の区域内の事業所において、貯蔵施設を有し、工業用LPガスを自己の事業の用に供している中小企業者	R8.9	R8.12
27	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	公共交通維持支援事業(R8補正分)	①原油価格等の高騰による経費の増加や運転士不足などにより、既存の路線やサービスを維持することが困難であるため、安定した運行の維持・確保を図るため支援を行うものである。 ②公共交通事業者への支援金 ③路線バス:市内を運行しているバス1台あたり41千円(計14,063千円＝343台×41千円) ・タクシー:タクシー事業者及び個人タクシー事業者の保有台数1台あたり16千円(計9,792千円＝612台×16千円) ・総事業費23,855千円(うちR8補正分5,893千円) ④公共交通事業者(路線バス事業者、タクシー事業者、個人タクシー事業者)	R8.6	R9.3
28	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	光熱水費助成事業(公立保育所分)	①光熱水費の高騰の影響を受けている公立保育所について、保育環境を悪化させないため、電気・ガス等の安定した継続供給を確保するもの。 ②光熱水費 ③基準額(6か月分):1事業所あたり42,000円×7施設 令和7年度の光熱水費決算額 13,118,532円(公立保育所7施設) 13,118,532円÷12か月＝1,093,211円 1,093,211円÷7施設＝156,173円／園・1月あたり 156,173円×4.5%(令和8年4月の消費者物価指数(光熱・水道)の対前年同月比)≒7,000円 →1事業所あたり 光熱水費7,000円×6か月分＝42,000円 ④公立保育所7施設	R8.4	R8.9
29	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	原油価格・物価高騰冬季特別対策事業(R7補正分)	①原油価格等の高騰による冬期間の経済的負担の軽減を図るため、生活困窮世帯に対して冬季間の灯油、電気、ガス等のほか、防寒用品や雑貨類等の購入費として1世帯当たり7,000円の助成を行う。 ②住民税非課税世帯等に対する助成金及び事務費 ③扶助費:23,249世帯×7,000円＝162,724千円 事務費:8,424千円(役務費、委託料) その他の財源:生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策事業費補助金(県補助金)81,362千円、一般財源79,786千円 ④令和8年度住民税非課税世帯のうち次のいずれかに該当する世帯 高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯、生活保護世帯	R8.12	R9.3